

年末年始の特定原産地証明書発給事務のご案内  
(東京事務所からのご案内)

平成29年11月22日  
日本商工会議所 東京事務所

東京事務所のEPA特定原産地証明書(日メキシコ・日マレーシア・日チリ・日タイ・日インドネシア・日ブルネイ・日アセアン・日フィリピン・日スイス・日ベトナム・日インド・日ペルー・日オーストラリア、日モンゴル)に関わる年  
末・年始の業務は以下の通りとなりますのでお知らせいたします。

<年内に特定原産地証明書の交付が必要な場合>

12月21日(木): 判定依頼受付最終日

12月26日(火): 発給申請受付最終日

年内に特定原産地証明書の交付(※)が必要な場合は、上記の期日までに、  
判定依頼、発給申請を行ってください。ただし、ご申請いただいた内容に不備が  
あった場合等には、年内の判定、発給ができないことがございます。

また、受付最終日を過ぎた申請につきましては、明年1月4日(木)以降の  
証明書交付となりますので、予めご了承ください。

(※) 郵送での証明書交付の場合

当事務所からの発送は、手数料の着金と連絡票の受信確認後となります(後  
日払いの場合は手数料の振込は不要です)。年末は郵便事情の悪化も予想され  
ますので、時間に十分な余裕を持ってご申請ください。

なお、発送後の配送状況については当方では回答いたしかねますので、ご理  
解のほどよろしくお願いいたします。

12月28日(木)	16:30まで	年内の交付業務
12月29日(金) ~	1月3日(水)	お休み
1月4日(木)	9:00から	通常業務

<発給システム停止期間>

平成29年12月29日(金)から平成30年1月3日(水)までの間、発給シ  
ステムを停止いたします。

※停止期間中、発給システムにはアクセスできません。予めご了承ください。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 東京事務所  
電話: 03-3283-7771